公 告 第 2 1 4 号 令 和 6年 8月 1日

被保険者各位

三越伊勢丹健康保険組合理事長 白藤 淳(公印省略)

諸規程の一部変更について

このたび、下記のとおり規程を一部変更しましたので、公告いたします。

記

- 1. 「組合会議員選挙執行規程」の一部を、新旧条文対照表のとおり変更する。
- 2. 「個人情報保護管理規程」の一部を、新旧条文対照表のとおり変更する。
- 3.「理事及び理事長選挙執行規程」の一部を、新旧条文対照表のとおり変更する。

附則

「組合会議員選挙執行規程」及び「理事及び理事長選挙執行規程」は 令和6年8月1日から施行し、

「個人情報保護管理規程」は令和6年12月2日から施行する。

変更後	変更前
三越伊勢丹健康保険組合 組合会議員選挙執行規程 (選挙人名簿の調製) 第4条 (略) 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、 被保険者等記号・番号および性別を記載しな ければならない。 3~4 (略)	三越伊勢丹健康保険組合 組合会議員選挙執行規程 (選挙人名簿の調製) 第4条 (略) 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、 被保険者証の記号番号及び性別を記載しな ければならない。 3~4 (略)
附 則 この規程は、令和6年8月1日から施行する。	

	変更後					変更	前		
記第1号様式(選	選挙人名簿様式)			別記第1号	·様式(j	選挙人名簿様式)			
年 月選挙人名簿	日執行 三越伊 勢 丹 健 康 保	ł 険 組 合 組 合 会 議	員 選 挙	選挙人		日執行 三越伊勢 丹 倭	建康保険組合組	合会議員	選挙
被保険者等 記号・番号	選挙人氏名	生年月日	性別	証の記	番号	選挙人氏名	生年月日	性別	<u>投票の</u> 有無

	変更後		云 哦只医学书	変更前						
別記第2号様式(組	合会議員候補者届出様式)		別記第2号様式(組	合会議員候補	注 者届出様式)			
令和 年	月 日 執行 三越伊勢丹健康保 議員候補者届	! 険組合組合会言	義 員	令和 年		势丹健康保	· 上険組合組合会	議員		
(ふりがな) 候 補 者 名		性 別	男・女	(ふりがな) 候 補 者 名			性別	男・女		
所属事業所				所属事業所						
被保険者資格取得年月日	年 月 日	<u>被保険者等</u> <u>記号・番号</u>		被保険者資格取得年月日	年	月 日	被保険者証 記番号			
生 年 月 日	年 月	日生 満	歳	生 年 月 日	年	月	日生 満	歳		
現 住 所				現住所						
上の通り別紙推	せん届を添えて立候補	の届出をします	0	上の通り別紙推せ	けん届を添え	えて立候補	の届出をします	ō		
令和 年	月 日			令和 年 月	目 目					
	氏名					氏名		<u>印</u>		
三越伊勢丹	健康保険組合選挙長		殿	三越伊勢丹	建康保険組	合選挙長		殿		
		受 付 日	選挙長受理印				受 付 日	選挙長受理印		
	令和	年 月 日				令和	年 月 日			

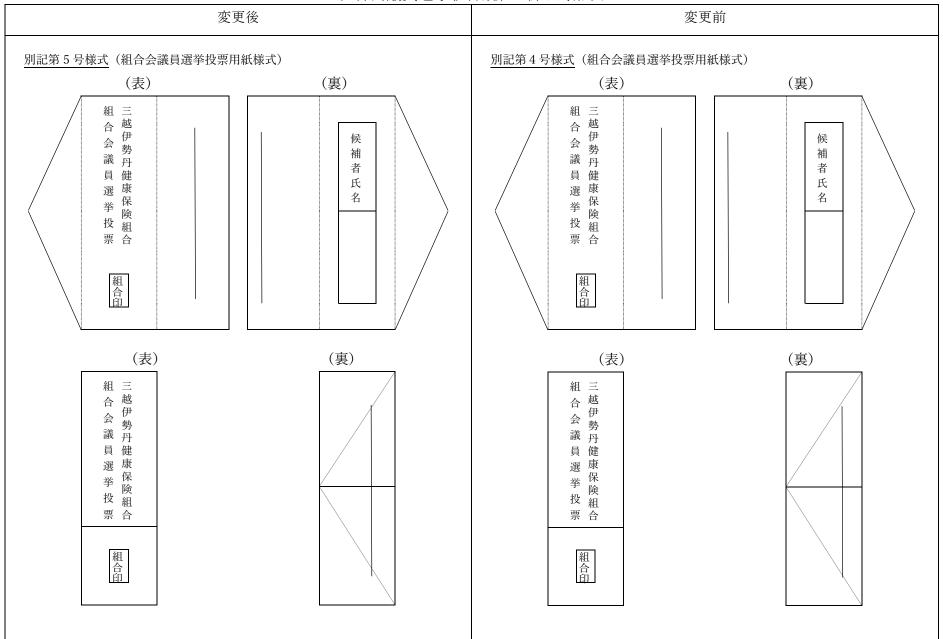
	1700年 初日内原教
変更後	変更前
(組合会議員候補者推せん届様式)	(組合会議員候補者推せん届様式)
令和 年 月 日執行	令和 年 月 日執行
三越伊勢丹健康保険組合組合会議員	三越伊勢丹健康保険組合組合会議員
議員候補者推せん届	議員候補者推せん届
候補者氏名 所属事業所	候補者名 所属事業所
	上の者を組合会議員候補者として推せんします。
上の者を組合会議員候補者として推せんします。	推せん届出者氏名 印 所属事業所
推せん届出者氏名 所属事業所	
	<u> </u>
C C 日 日	
三越伊勢丹健康保険組合選挙長	令和 年 月 日
二 赵 伊 勞	三越伊勢丹健康保険組合選挙長
受 付 日 選挙長受理印	受 付 日 選挙長受理印
令和 年 月 日	令和 年 月 日

如人人类与强兴特尔相和 英国共四主

	租合会議員選爭等	们規程 新旧对照表		
変更後			変更前	
別記第3号様式(候補者辞退届様式)		別記第3号様式(候補者辞退届様式	2)	
令和 年 月 日執行 三越伊勢丹健康保険系 議員候補者辞退届	組合組合会議員	令和 年 月 日 執行 三越伊勢射 議員候補者	丹健康保険組合組合会	議員
候補者名 所屬	属事業所	候補者名	所属事業所	
立候補届出年月日 令和 年	月 日	立候補届出年月日 令和	年 月	В
事 由		事 由		
上の通り辞退届出をします。		上の通り辞退届出をします。		
令和 年 月 日		令和 年 月 日		
候補者		候	補者	<u>印</u>
三越伊勢丹健康保険組合選挙長	殿	三越伊勢丹健康保険組	l 合 選 挙 長	殿
受	付 日 選挙長受理印		受 付 日	選挙長受理印
令和 年	年 月 日		令和 年 月 日	
	1			

組合会議員選挙執行規程 新旧対照表

र्याद	租合会議員選手執行		표수·
发!	更後	发!	更前
別記第 4 号様式(郵便投票用封筒様式)		(郵便投票用封筒様式)	
(表)	(裏)	(表)	(裏)
郵便投票組合印		郵便投票選挙人	



	変更後			変更前							
投票録様式)				別記第5号様式	(投票録様式)						
月 日	執行		投票所	令和 年	月 日	日 執行		投票所			
三越 伊 勢 丹 投 票 録	健康保険組合	組合会議員	選挙		三越伊勢戶投 票 録	子健康保険組合	組合会議員	選挙			
		((選挙会場投票所)					(選挙会場投票)			
				1.投票所 設置場所							
所属事業所	氏 名	選任年月日	参会時刻又は 欠席の事実	2.投票立会人	所属事業所	氏 名	選任年月日	参会時刻又は 欠席の事実			
開始	時 分	閉鎖	時 分	3.投票所開閉時間	開始	時 分	閉鎖	時 分			
選挙人名簿 登 載 者	投票者	人	投票率	4.投票の状況	選挙人名簿 登 載 者	投票者	人	投票率			
人			%		人			9			
氏 名	所属事業所	Ę	事 由	5.投票所で投票拒否と決定	氏 名	所属事業所	I.	事 由			
氏 名	所属事業所	職場の	地位(職階)	6.投票事務	氏 名	所属事業所	職場の	地位(職階)			
月 日調	数			令和 年	月 日調	整					
載が真正で	あることを確認	して署名す	る。	この投票録の	記載が真正て	ぎあることを確認	見して署名す	る。			
***					* *						
1	月越票所開業大載氏氏日 正 日 正 日 正 日 正 日 正 日 正 日 正 日 正 日 正 日 正	月 日執行 E 越伊勢丹健康保険組合 B	月 日執行 三越伊勢丹健康保険組合組合会議員 投票 最 所属事業所 氏名 選任年月日 開始 時分別鎖 選挙人名簿登載者人 投票者人 人 所属事業所 氏名 所属事業所 職場の 日調整 載が真正であることを確認して署名す投票立会人	月 日執行 投票所 三越伊勢丹健康保険組合組合会議員選挙 投票 録 (選挙会場投票所) 所属事業所 氏名 選任年月日 参会時刻又は欠席の事実 開始 時分 選挙人名簿登載者 投票者人 人 投票者人 氏名 所属事業所事由 氏名 所属事業所職場の地位(職階) 日調整 載が真正であることを確認して署名する。投票管理者投票立会人	月 日執行 投票所 三越伊勢丹健康保険組合組合会議員選挙 投票 録 (選挙会場投票所) 所属事業所 氏名 選任年月日 参会時刻又は欠席の事実 開始 時分 選挙人名簿登載者 投票者 人 投票本 人 場票 氏名 所属事業所 事由 5.投票所で投票拒否と決定したもの 6.投票事務後事者 企事者 日 調整 令和年 本 方和年 この投票録の記	月 日執行 投票所 三越伊勢丹健康保険組合組合会議員選挙 支票録 投票録 (選挙会場投票所) 所属事業所 氏名 開始 時分 開始 時分 選挙人名簿登載者 投票者 人 大學書 氏名 所属事業所 事由 大學票担否と決定したもの 氏名 所属事業所 職場の地位(職階) 長名 市園整 令和年月日調整 市面整 令和年月日調整 市面整 令和年月日調整 市面整 令和年月日調整 市面整 企業会員 市面整 企業会員 市面整 中月日調整 市面整 中月日調整 市面整 中月日調整 市面整 中月日調整 市面 中月日調整 市面 中月日間 市面 中月日間 市面 中別 中間 中間 中間 中間	月 日 執行 投票所 三越伊勢丹健康保険組合組合会議員選挙 (選挙会場投票所) 政票 録 (選挙会場投票所) 所属事業所 氏 名 選任年月日 参会時刻又は	月 日執行 投票所 三越伊勢丹健康保険組合組合会議員選挙 投票録 投票録 (選挙会場投票所) 所属事業所 氏名 選任年月日 参会時刻又は 欠席の事実 開始 時分 開始 時分 選挙人名簿 登載者 投票者 人 投票率 人 投票者 人 投票を入名簿 登載者 人 投票を入名簿 登載者 人 投票を入名簿 登載者 人 大人 長名 所属事業所 従事者 日 副整 長名 所属事業所 従事者 会和年月日副終 会和年月日調整 会和年月日期 会別の記載が真正であることを確認して署名する。 投票で会人			

			変更後									変更前					
別記第7号様式((投票選挙選挙	録様式	(†						別記第6号様式(投票選挙選挙	绿様式	₹)					
令和 年	月 日執行	行							令和 年	月 日執	行						
	三越伊勢丹健康	E保険 組	1合組合会	議員選挙選	学 録					三越伊勢丹健周	表保険約	且合組合会	議員選挙	選挙録			
1.選挙会場設置場所								7	1.選挙会場設置場所								
2.選挙立会人	所属事業所	氏	名	選任年月日	参	会時刻又は欠	席の事実	7	2.選挙立会人	所属事業所	氏	名	選任年月日		参会時	刻又は欠席	の事実
3.選挙会場開閉時刻	選挙会場開閉時刻投票事務開閉時刻		併	始 時 始 時	分 閉鎖	憤 時	分分		3.選挙会場開閉時刻	選挙会場開閉時刻		B	開始 時	分分	閉鎖	時	分分
4.投票の状況	選挙会事務開閉時刻選挙人名簿登録者人	投票		人 人内	分 閉鎖 引投票所に来て し ロ)郵便で投票し	自ら投票した	投票率		4.投票の状況	選挙会事務開閉時刻選挙人名簿登録者	投票		村 始 時	人	閉鎖 所に来て自ら で投票し受理	投票した者	投票率
(3) 互選議員定数 及び規約第10条の 得票数	氏名	互選議員定立統領	電配出年月日	人	号票数	票となる資格の	与如 (球山)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(3) 互選議員定数 及び規約第10条の 得票数	氏名	互選議員気	它数 補属出年月日	人	得票数	当選人とな	票	F (Rth)
(4) 候補者の得票数	Д	北欧市	#加田平/1日	内示奴	日起八	- 4 O MILLO	нж (т ш)	11	(4) 候補者の得票数	Д 11	五灰	冊/曲四平/1口	NW		当歴人となり	2 MILLO HW	к (4-ш)
(5) 当選又は再選挙の決	(イ) 当選と決定		当連	人氏名		所属事業	所		(5) 当選又は再選挙の決	(イ) 当選と決定		当道	選人氏名			所属事業所	
定	(ロ) 再選挙と決定			当選人が	ぶ議員定数に充た	とない事由			定	(ロ) 再選挙と決定			当選	人が議員定	数に充たない	'事由	
6.選挙会事務従事者	氏 名		1	所属事業所		職場の	地位(職階)]	6.選挙会事務従事者	氏 名		•	所属事業所			職場の地位	立 (職階)
令和 年 この選挙録の記	月 日調整	5 る C	と を 確 認 選 挙 選挙立	左 長 五会人	する。				令和 年 。	月 日調整	あるこ	とを確認 選挙:	· 注 注 注 注 注 注	名する	•		<u>申</u> 申 申

変更前

三越伊勢丹健康保険組合個人情報保護管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する 法律」(平成 15 年 5 月 30 日·法律第 57 号。以下「法」という。)及び「行政手 続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」(平成25 年5月31日·法律第27号。以下「番号 法」という。)、「健康保険組合等におけ る個人情報の適切な取扱いのためのガ イダンスについて」(平成29年4月14 日保発第 0414 第 18 号厚生労働省保険 局長通知。以下「ガイダンス」という。)、 「特定個人情報の適正な取扱いに関す るガイドライン (事業者編)」(以下「特 定個人情報ガイドライン」という。)、「健 康保険組合における個人情報保護の徹 底について」(平成14年12月25日保 保発第 1225001 号厚生労働省保険局保 険課長通知。) に基づき、個人情報保護 の重要性にかんがみ、三越伊勢丹健康保 険組合(以下「組合」という。)が保有 する個人情報の漏えい・滅失又はき損等 (以下「漏えい等」という。)を防止し、 個人情報保護の徹底を図ることを目的 とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で用いる用語の定義は、本規定 で定めがない限り、法及び番号法で定め るところによる。

三越伊勢丹健康保険組合 個人情報保護管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する 法律」(平成 15 年 5 月 30 日·法律第 57 号。以下「法」という。)及び「行政手続 における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律」(平成25年5月 31日・法律第27号。以下「番号法」とい う。)、「健康保険組合等における個人情報 の適切な取扱いのためのガイダンスにつ いて」(平成29年4月14日保発第0414第 18 号厚生労働省保険局長通知。以下「ガ イダンス」という。)、「特定個人情報の適 正な取扱いに関するガイドライン(事業者 編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」 という。)、「健康保険組合における個人情 報保護の徹底について」(平成14年12月 25 日保保発第 1225001 号厚生労働省保険 局保険課長通知。以下「保険課長通知」と いう。) に基づき、個人情報保護の重要性 にかんがみ、三越伊勢丹健康保険組合(以 下「組合」という。) における被保険者及 びその被扶養者(以下「被保険者等」とい う。) 等、組合が保有する個人情報の漏え い・滅失又はき損等(以下「漏えい等」と いう。)を防止し、個人情報保護の徹底を 図ることを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 本規程<u>による個人情報とは、法第2条</u> 第1項に定める特定の個人を識別するこ とができるものをいい、紙に記載されたも のであるか、写真・映像や音声であるか、 電子計算機・光学式情報処理装置等のシス テムにより処理されているかは問わない。 変更後変更前

- 2 <u>死者</u>に関する情報は、法の対象外であるが、ガイダンスに基づき、<u>死者</u>に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。
- 3 前項にかかわらず、個人番号を含む<u>死者</u> に関する情報は生存する者に関する情報 と同様に取扱うものとする。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

- 第3条 組合が取得する個人情報の利用目的 は、原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人情報を取得したときは、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。
 - 2 個人情報の利用目的の変更は、前の利用 目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととし、利用目的を変更 したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。

また、この組合における個人情報は原則と して別表1に掲げるものとする。

- 2 本規程による特定個人情報とは、番号法 第2条第8項に定める個人番号をその内 容に含む個人情報をいう。
- 3 本規程による要配慮個人情報とは、法第 2条第3項に定める取扱いに特に配慮を 要する記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 <u>故人</u>に関する情報は、法の対象外であるが、ガイダンスに基づき、<u>故人</u>に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。
- <u>5</u> 前項にかかわらず、個人番号を含む<u>故人</u> に関する情報は生存する者に関する情報 と同様に取扱うものとする。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

- 第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その 利用目的を別表2においてできる限り特 定し、被保険者等本人にわかりやすい形で 通知し、またはホームページ、組合・事業 所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。 また、新たに個人情報を取得した場合は、 あらかじめその利用目的を公表している 場合を除き、速やかに、その利用目的を被 保険者等本人に通知し、または前記手段等 を用いて公表する。
 - 2 組合は、法第18条第3項各号に定める 場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別 表2により定める利用目的の達成に必要 な範囲を超えて、個人情報を取り扱っては ならない。ただし、利用目的と関連性を有 すると合理的に認められる場合は、本人に 対し通知又は公表することにより変更で きるものとする。
 - 3 第1項の場合において、特定個人情報の

変更後 変更前

利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。

4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号 法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。

(個人データの第三者への提供)

- 第4条 法第27条第1項各号に定める場合を 除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を 得ないで、個人データを第三者に提供して はならない。ただし、同条第5項各号に定 める場合において、個人データの提供を受 ける者は第三者に該当しないものとする。
 - 2 当該<u>個人データ</u>が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。
 - 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に 定める場合を除き、個人データを第三者 (法第16条第2項各号に掲げる者を除 く。次項において同じ。)に提供する場合、 様式第1号に定める記録を作成するとと もに個人データを提供した日から3年間 保存しなければならない。
 - 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に 定める場合を除き、第三者から個人デー 夕の提供を受ける場合、様式第2号に定 める記録を作成するとともに個人デー 夕の提供を受けた日から3年間保存し なければならない。

(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理 担当者の責務等)

(個人情報の第三者への提供)

- 第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。
 - 2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。
 - 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に 定める場合を除き、個人情報を第三者(法 第16条第2項各号に掲げる者を除く。次 項において同じ。)に提供する場合、様式 第1号に定める記録を作成するとともに 当該記録を提供した日から3年間保存し なければならない。
 - 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に 定める場合を除き、第三者から個人情報の 提供を受ける場合、様式第2号に定める記 録を作成するとともに<u>当該記録</u>の提供を 受けた日から3年間保存しなければなら ない。

(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理 担当者の責務等)

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、保有個人データの開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

2 (略)

(守秘義務)

第8条 役職員及び組合会議員は、<u>業務上知り</u> <u>えた秘密を他に漏らしてはならない。</u>その 職務を退いた後においても同様とする。

(安全管理措置)

- 第9条 個人データの保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人データの整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第1項第14号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。
 - 2 前項に定めるもののほか、<u>個人データ</u>への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(死者に関する情報の管理)

変更前

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

2 (略)

(守秘義務)

第8条 役職員及び組合会議員は、<u>被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。</u> その職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報の管理)

- 第9条 被保険者等の個人情報が記載された 文書等(帳票、電子データ等全ての記録様 式を含む。以下同じ。) の保管場所につい ては常時施錠し、その鍵の管理は、個人情 報取扱責任者が行うものとする。また、個 人情報取扱責任者は第7条に定める安全 対策として、個人情報が記載、記録された 文書等について整理及び保管状況を把握 するとともに、電子計算機及び番号法第2 条第1項第14号に定める情報提供ネット ワークシステムへの接続環境の管理を適 正に実施するものとする。
 - 2 前項に定めるもののほか、<u>被保険者等の</u> 個人情報への不当なアクセス並びに故意 又は過失による虚偽入力、書換え及び消去 を防止するため必要な事項に関しては、理 事会において別に定める。

(故人に関する情報の管理)

第10条 組合が<u>保存する死者</u>に関する情報 は、漏えい等の防止のため、<u>個人データ</u>と 同等の安全管理措置を講じる。

(個人データの廃棄及び消去)

第11条 個人データを廃棄又は消去すると きは、個人情報取扱責任者の指示に従い、 個人データを読取不可能な状態にしなけ ればならない。

2 前項に定めるもののほか、個人データの 廃棄及び消去のため必要な事項に関して は、理事会において別に定める。

(委託先の監督)

第13条 <u>個人データ</u>に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

- 第14条 個人データに関する処理は、次の各 号に掲げる事項を契約書上に明記するこ とを了承した業者に限り、外部委託するこ とができる。
 - (1)法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、

変更前

第10条 組合が<u>故人</u>に関する情報<u>を保存し</u> ている場合には、<u>組合は</u>漏えい等の防止の ため、<u>個人情報</u>と同等の安全管理措置を講 じる。

(個人情報の廃棄及び消去)

- 第11条 被保険者等の個人情報が記載され た文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取 扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不 可能な状態にしなければならない。
 - 2 電子計算機及び光学式情報処理装置の 廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返 却)を行う場合は、個人情報取扱責任者の 指示に従い、ハードディスク内のデータを 復元不可能な状態にしなければならない。
 - 3 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、個人情報の 廃棄及び消去のため必要な事項に関して は、理事会において別に定める。

(委託先の監督)

第13条 <u>組合の被保険者等の個人情報</u>に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

- 第14条 <u>個人情報及び特定個人情報</u>に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。
 - (1)法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、

特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。 また、契約期間終了後においても同様であること。

- (2) <u>個人データを委託業務</u>以外に利用しないこと。
- (3) 個人データの漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4)<u>個人データ</u>の漏えい等により損害が生じ 場合には、損害賠償を行うこと。

(5)~(6) (略)

(7)組合との直接の契約関係<u>(組合が再委託</u> <u>について許諾している場合を含む。)</u>を伴 わない再委託を行わないこと。

(保有個人データの開示)

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調 剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書 (以下「レセプト」という。)の開示に当 たっては、「診療報酬明細書等の被保険者 等への開示について」(平成17年3月31 日保発第0331009号厚生労働省保険局保 険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開 示に係る具体的取扱いについては、組合の 「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要 領」に則り処理を行う。

2 (略)

(開示手数料)

- 第16条 開示の請求に対しては以下の手数 料を徴収する。
 - (1)~ (2) (略)
 - (3)郵送を希望する場合には、郵送料(書留郵便)相当額を徴収する。

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 本人から、法第34条第1項に定め <u>る訂正等</u>を求められた場合、<u>及び法第35</u> <u>条第1項に定める利用停止等</u>を求められ た場合<u>は</u>、組合の「保有個人データ(診療

変更前

特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。 また、契約期間終了後においても同様であること。

- (2) 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。
- (3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4) <u>被保険者等の個人情報</u>の漏えい等に より損害が生じた場合には、損害賠償を行 こと。

(5)~(6) (略)

(7)組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。

(保有個人データの開示)

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調 剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書 (老人医療に係るものを除く。以下「レセ プト」という。)の開示に当たっては、「診 療報酬明細書等の被保険者等への開示に ついて」(平成17年3月31日保発第 0331009号厚生労働省保険局保険局長通 知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る 具体的取扱いについては、組合の「診療報 酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り 処理を行う。

2 (略)

(開示手数料)

- 第16条 開示の請求に対しては以下の手数 料を徴収する。
 - (1)~ (2) (略)
 - (3) 郵送を希望する場合には、郵送料(書留 郵便、配達記録郵便) 相当額を徴収する。

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 <u>被保険者等</u>本人から、<u>個人データの</u> 内容が事実でないという理由によってデ ータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂

報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用 停止等に係る取扱要領」に則り処理を行 う。

(個人情報相談窓口の設置)

- 第18条 個人情報の取扱いに関する相談や 苦情<u>(以下「苦情等」という。)</u>の適切な 処理を行うため、組合に個人情報相談窓口 を設置する。
 - 2 本人から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第20条 故意<u>又は重大な</u>過失による<u>個人デ</u> <u>一夕</u>の漏えい等により、損害を及ぼした者 は賠償の責を負う。

(漏えい等の事故にかかる対策)

第22条 (略)

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が 定める対応のほか、ガイダンスⅢ6に定め る<u>対応並びに地方厚生局(支)局</u>への報告 を速やかに実施するものとする。

附則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

変更前

正等」という。)を求められた場合、<u>若し</u> くは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽り その他不正の手段により取得される、また 特定個人情報が番号法において限定的に 明記された場合に違反して違法に第三者 に提供されるなどの理由によって、データ の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」 という。)を求められた場合、組合の「保 有個人データ(診療報酬明細書等を除く) の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」 に則り処理を行う。

(個人情報相談窓口の設置)

- 第18条 個人情報の取扱いに関する相談や 苦情の適切な処理を行うため、組合に個人 情報相談窓口を設置する。
 - 2 <u>被保険者等</u>から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第20条 故意、過失による<u>個人情報</u>の漏えい 等により、損害を及ぼした者は賠償の責を 負う。

(漏えい等の事故にかかる対策)

第22条 (略)

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が 定める対応のほか、ガイダンスⅢ6に定め る二次被害の防止及び事実関係の公表な らびに所管官庁への報告を速やかに実施 するものとする。

個人情報保護管理規程 新旧対照表

変更後	変更前
<u>別表 1</u> 削る <u>別表 2</u> 削る	別表1三越伊勢丹健康保険組合が保有する 個人情報別表 2三越伊勢丹健康保険組合の通常業務 で想定される主な利用目的

理事及び理事長選挙執行規程 新旧対照表

	変更後		更前
別記第2号様式 (郵便投票用封筒様	式)	(郵便投票用封筒様式)	
(表)	(裏)	(表)	(裏)
郵便投票組合印		郵便投票選挙人	

		理事及び	が理事長選挙	執行規和	呈 新旧対照	表			
	変更行	後				2	変更前		
別記第3号様式(選					第2号様式 (選挙				
令和 年 ,	月 日 執行		何投票所	令和	年 月	日 執行	芀	何投	票所
三越伊勢丹頒	康保険組合	選 定 万 選 (理 事 長) 選 (選挙	挙選拳録	三	越伊勢丹健	康保険組合	ら { 選 定 } (理 互 選 }	里事長)選挙選ュ	挙 録 票所)
1. 選挙会場					1. 選挙会場				
2. 選挙立会人					2. 選挙立会人				
3. 選挙会	開始時刻				3. 選挙会	開始時刻			
開閉時間	閉鎖時刻	<u>, </u>			開閉時間	閉鎖時刻			_
4. 投票の状況	有効票	無効票合	計 		4. 投票の状況	有効票	無効票	合 計	-
5.無効投票 <i>の</i> 理 由					5.無効投票の 理 由				
6.得票者の 氏 名	氏 名	所属事業所 得	票数		6.得票者の 氏 名	氏 名	所属事業所	f 得票数	-
7. 当選又は	氏 名	氏 名			7. 当選又は	氏 4	7	氏 名	-
再選挙の決定	再選挙の理由				再選挙の決定	再選挙の理由			
令和 年	月 日 調製				令和 年	月 日 訓	問製		
	成が真正であることを確 選挙長 (氏 名) 選挙立会人 (")))			;		*		<u> </u>
附 則 この規程は、令和6	年8日1日から悔	行する							
○ *2 /次(小王 /4 / 1 / 1 / 1 U	十 0 /1 1 日 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2	111 2 20							